

発電用原子力設備に関する
構造等の技術基準を定める告示

(監視試験片)

第75条 省令第12条の規定による監視試験片は、次の各号によらなければならない。

- 1 監視試験片を採取する試験材は、中性子による照射領域にある容器の材料と同等の製造履歴を有するものであること。
- 2 監視試験片の種類は、引張試験片および衝撃試験片とし、その形状および寸法は、次によること。ただし、この形状および寸法の試験片を使用することが困難な場合は、これより小型の試験片とすることができる。この場合にあつては、あらかじめ両者の対比を行なつておかなければならない。
 - イ 引張試験片は、日本工業規格 J I S Z 2201 (1968) 「金属材料引張試験片」の10号試験片によること。
 - ロ 衝撃試験片は、日本工業規格 J I S Z 2202 (1968) 「金属材料衝撃試験片」の4号試験片によるものであり、かつ、切欠きは板厚の方向とすること。
- 3 1回に取り出して試験する監視試験片の数は、次の表の左欄に掲げる試験片の種類に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる数以上とすること。

試験片の種類	試 験 片 の 数	
引張試験片	母材について	2
	溶着金属 (中性子の照射領域に溶接部がある場合に限る。)	2
衝撃試験片	母材について	8
	溶着金属 (中性子の照射領域に溶接部がある場合に限る。)	8
	熱影響部 (中性子の照射領域に溶接部がある場合に限る。)	8

- ③ 監視試験片について行なう試験は、容器の使用期間中に3回以上行なわなければならない。
- ③ 監視試験片は、中性子の照射領域にある容器の材料が受ける中性子スペクトル、中性子照射量および温度履歴が同等となるように配置しなければならない。
- ④ 監視試験片について行なう試験は、引張試験および衝撃試験とし、その方法は、次の各号によらなければならない。
 - 1 引張試験は、日本工業規格 J I S Z 2241 (1968) 「金属材料引張試験方法」によること。
 - 2 衝撃試験は、日本工業規格 J I S Z 2243 (1968) 「金属材料衝撃試験方法」によること。